

院 内 掲 示

令和8年7月1日
心身障害児総合医療療育センター

管理者：所長 小崎 慶介

平成24年厚生労働省告示第75号に基づく「厚生労働大臣の定める掲示事項」については、下記のとおりです。

1 入院基本料に関する事項

当病院では、1日に整肢療護園病棟23人、むらさき愛育園病棟20人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は、別記のとおりです。

2 関東信越厚生局への届出事項

（1）次の施設基準に適合しています。

（基本診療料に係る届出）

障害者施設等入院基本料（看護配置10対1、看護比率70%以上）

診療録管理体制加算3

特殊疾患入院施設管理加算

療養環境加算

感染対策向上加算3

患者サポート体制充実加算

データ提出加算

入退院支援加算2

小児入院医療管理料5

医療的ケア児（者）入院前支援加算

医療安全対策加算2

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6（医科点数表第2章第9部の通則4を含む）に揚げる手術

（特掲診療料に係る届出）

小児運動器疾患指導管理料

下肢創傷処置管理料

薬剤管理指導料

先天性代謝異常症検査

神経学的検査

遺伝学的検査

遺伝カウンセリング加算

CT撮影およびMRI撮影

脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）

運動器リハビリテーション料（Ⅰ）

呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）

集団コミュニケーション療法料

通院・在宅精神療法の注10に規定する児童思春期支援指導加算

通院・在宅精神療法の注13に規定する施設基準

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5および入院料減算免除

入院ベースアップ評価料7

(歯科に係る届出)

初診料（歯科）の注 1 に掲げる基準
歯科外来診療医療安全対策加算 1
歯科外来診療感染対策加算 1
歯科治療時医療管理料
特別管理加算
クラウン・ブリッジ維持管理料

(酸素の購入価格)

定置式液化酸素貯槽 1ℓ=0.18 円
小型ボンベ（3000ℓ以下） 1ℓ=2.26 円

(2) 入院時食事療養等の基準に係る届出

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士及び栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。

3 明細書の発行状況に関する事項

「医療費の内容の分かる領収書及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について（平成 30 年 3 月 5 日保発 0305 第 2 号）」に基づき、別に掲示してあります。

4 保険外負担に関する事項

当病院では、以下の項目について、実費の負担をお願いしています。

- (1) 紹介状のない場合の初診の一部
- (2) 予防接種料
- (3) 診断書等文書料（詳細は別に掲示してあります）
- (4) 日常生活用品費等（詳細は別に掲示してあります）
- (5) その他、詳細は医事課窓口にお尋ねください。

(別記)

○整肢療護園 I 病棟

- ・ 0時から8時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内
- ・ 8時から16時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内
- ・ 16時から24時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内

○整肢療護園 II 病棟

- ・ 0時から8時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内
- ・ 8時から16時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内
- ・ 16時から24時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内

○整肢療護園 III 病棟

- ・ 0時から8時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は13人以内
- ・ 8時から16時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内
- ・ 16時から24時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は13人以内

○むらさき愛育園 東1階病棟

- ・ 0時から8時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内
- ・ 8時から16時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内
- ・ 16時から24時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内

○むらさき愛育園 西1階病棟

- ・ 0時から8時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は17人以内
- ・ 8時から16時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内
- ・ 16時から24時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は17人以内

○むらさき愛育園 東2階病棟

- ・ 0時から8時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は19人以内
- ・ 8時から16時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内
- ・ 16時から24時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は19人以内

○むらさき愛育園 西2階病棟

- ・ 0時から8時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内
- ・ 8時から16時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内
- ・ 16時から24時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内